

## 新型コロナウイルス感染症対策のための保証制度一覧表

●新型コロナウイルス感染症により受ける影響の度合いに応じて各種制度を準備しております。

影響の度合い (売上高等減少率)	信用保証制度	宮崎県中小企業融資制度		市町融資制度
		新型コロナウイルス感染症 緊急対策貸付 (R2.3.13～R2.6.1)	セーフティネット・危機関連貸付	
20%以上	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業（融資対象者①）		既存の市町融資制度であれば影響の度合い関係なく利用が可能です
15%以上	危機関連保証	危機関連保証の認定を受けた中小企業（融資対象者①）	セーフティネット保証又は危機関連保証の認定を受けた中小企業者	
5%以上	セーフティネット保証5号 (指定業種であることが必要)	セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業者（融資対象者②）		
3%以上	一般保証	売上高等が3%以上減少している中小企業者（融資対象者③）	-	
3%未満		-	-	

### ●ご利用手続きの流れ

- ①セーフティネット保証及び危機関連保証は利用対象者であることについて、市町村の窓口で認定を受ける必要があります。  
法人であれば「登記上の住所地又は事業実態のある市町村」、個人事業主であれば「事業実態のある市町村」に認定申請を行ってください。
- ②金融機関に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。